

## CHECK 44 組物の意匠と認められる要件（意8条、意審査基準72.1.1参照）

- ① 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること
- ② 構成物品が適当であること
- ③ 組物全体として統一があること（以下の(a)～(c)のいずれかに該当する場合）（意8条）
  - (a) 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合
  - (b) 構成物品が全体として1つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合
  - (c) 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合

## CHECK 45 関連意匠（意10条）の登録要件と効果

### (1) 主体的要件

関連意匠の出願人が本意匠の出願人（意匠権者）と同一であること（意10条1項）

### (2) 客体的要件

- ① 関連意匠として出願された意匠が本意匠に類似するものであること（意10条1項）
- ② 本意匠の意匠権が消滅等していないこと（同条1項）
- ③ 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと（同条6項）

### (3) 時期的要件

関連意匠が本意匠の出願の日以後であって、基礎意匠の出願の日から10年を経過する日前に出願されていること（意10条1項・5項）

### (4) 手続的要件

関連意匠の願書に「本意匠の表示」の欄を設け（意施規2条様式2備考7）、本意匠を特定すること

### (5) 効果

- ① 基礎意匠と当該基礎意匠に係る関連意匠との間で、意9条1項・2項の規定が適用されない（意10条1項・7項）。
- ② 先の出願人と関連意匠の出願人とが同一の者である場合は、意3条の2の規定は適用されない（意10条3項で読み替える意3条の2但書）。
- ③ 公知となった、関連意匠の出願人の意匠（自己の意匠）のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外される（意10条2項・8項）。